

令和5年12月22日

王子グリーンリソース株式会社 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 千葉 久

(北海道天塩郡豊富町字豊富西6条6丁目)

稚内そよ風の会

代表 平尾 護 (公印省略)

(稚内市緑5丁目38-2)

日本野鳥の会 道北支部

支部長 有田 智彦 (公印省略)

(北海道稚内市緑5丁目-27-8 長谷部方)

風力発電の真実を知る会

代表 佐々木 邦夫 (公印省略)

(石狩市花川東1条2丁目76)

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 遠藤 孝一 (公印省略)

(東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル)

## 「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称） 計画段階配慮書」に対する意見書

貴社が作成されました、「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称） 計画段階配慮書」に対し、下記のとおり意見書を提出いたします。

### ■環境影響評価図書の縦覧

#### ・意見を募集しているアセス図書の名称

現在、貴社が公告・縦覧および意見募集している「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称） 計画段階配慮書」について、環境影響評価法の第三条の三には、「第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。」とあるため、「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称） 計画段階環境配慮書」とすべきである。図書の名称を修正または変更して、再度、配慮書の公告・縦覧をし直すべきである。

#### ・周知方法

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、関係機関のホームページ上で掲載されていますが、依然、住民の認知度は低いままです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知すべきです。

#### ・閲覧方法

貴社の環境影響評価図書はダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合しながら意見書を作成することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保するうえで不可欠です。このため、縦覧期間終了後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にすることに加えて、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠で、その情報を誰もが利用可能なことが重要です。

### ■事業地の絞り込み

複数の候補地の中から、より環境影響が少ない地域に事業実施想定区域を絞り込むのが計画段階環境配慮書の役割です。しかし、本事業では複数案が提示されていないので、地域住民等は環境影響の観点から実施場所を複数の候補地の中より選択したうえで適切な意見を述べる事ができません。従って、複数地域に分けた事業実施想定区域の案が必要です。尚、計画にあたっては事業実施想定区域内すべての地権者に事前に相談・説明することが重要です。

### ■水源

事業実施想定区域内は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（河川）である声間川（KBA）の流域・水源に当たります。稚内市の漁業、湿原、水源への影響が懸念されるため、影響のないよう配慮すべきです。

### ■森林生態系

風力発電機設置想定範囲は大半が植生自然度 5-6 の森林が多くを占め、切れ目のない大きな広がりを持ってほぼ全域が保安林に指定されています。また、風車建設が想定される尾根部の多くは自然植生です。ここに風車や道路が建設されると広範囲の地域が改変され、一塊としての森林が分断され、広範囲に渡り分水嶺をまたぐ動植物の往来や分散を阻害します。一方で作業道の建設により外来動植物、エゾシカなど有害在来種の進入路の回廊（コリドー）となり自然植生を始めとした地上性動物の生息環境が損なわれることが懸念されます。これらの生態系に影響がないよう配慮すべきです。

## ■魚類

事業実施想定区は絶滅危惧種イトウの国内有数の生息河川である声問川流域にあたり、漁業資源であるサケ・サクラマス生息河川でもあります。これらの魚類に影響がないよう配慮すべきです。

## ■鳥類

### ・オジロワシ、オオワシ

事業実施想定区域の南東にはオジロワシの繁殖記録があり、その周辺の増幌川やタツナラシ川には初冬及び早春には多くのオジロワシ・オオワシが渡りの中継地として利用しますので、これらの鳥類に影響のないよう配慮すべきです。

なお、（公財）日本野鳥の会が以前に計画地を含む宗谷地域を対象にして作成した鳥類と風力発電事業に係るセンシティブティマップが保全生態学研究 (<https://doi.org/10.18960/hozen.1925>) に掲載されており、その中に計画地周辺を飛翔するオオワシやオジロワシの飛翔図が掲載されているので、それを参考にして、オオワシやオジロワシに影響のないよう配慮すべきです。

### ・チュウヒ

事業実施想定区域の周辺ではチュウヒが繁殖していますので、影響のないよう配慮すべきです。

### ・ガン、ハクチョウ類

事業実施想定区域はガン・ハクチョウ類が春と秋に渡り経路として利用していますので、影響のないよう配慮すべきです。

なお、（公財）日本野鳥の会が以前に計画地を含む宗谷地域を対象にして作成した鳥類と風力発電事業に係るセンシティブティマップが保全生態学研究 (<https://doi.org/10.18960/hozen.1925>) に掲載されており、その中に計画地周辺を飛翔するガン・ハクチョウ類の飛翔図が掲載されているので、それを参考にして、これらの鳥類に影響のないよう配慮すべきです。

### ・その他森林性鳥類

事業実施想定区域にはエゾライチョウが生息しています。特に作業道路の建設によりエゾライチョウの捕食者が侵入し易くなることは、減少傾向にあるエゾライチョウの生息にとって脅威となります。このため、エゾライチョウに影響がないよう配慮すべきです。

## ■光害

航空障害灯により夜行性の鳥類や昆虫・コウモリ類が誘引される可能性がありますので、環境影響評価項目に加えたうえで、影響が少なくなるよう配慮すべきです。

## ■景観

事業実施想定区域は大沼、沼川市街地から眺望できる場所に予定されています。航空障害灯により稚内の夜の景観を損なわないように十分配慮すべきです。

## ■電波障害

風力発電機が存在により電波障害が起こる可能性があるため、環境影響評価項目に加えたうえで、影響が少なくなるよう配慮すべきです。

## ■騒音

風力発電機の大型化に伴い事業実施想定区域から 1km 程度の住宅等は騒音などによる健康被害が懸念されるため住宅等から 2 km 以上離すべきです。

## ■累積的影響

近隣には多くの風力発電施設が計画されていますので、鳥類や景観については、これら

の施設との累積的影響についても評価すべきです。

■地域協議会の設置と情報の公開

環境影響評価の情報を、地域の利害関係者が参加できる開かれた場で共有し、意見を述べる事が可能な協議会を定期的を開催するか、既存の他事業の協議会において報告すべきです。

以上